

れんごう中越地協

第956号2018.2.11
連合中越地域協議会
長岡市東蔵王2-2-68
TEL 0258-24-0515
FAX 0258-24-8930
発行人 矢島 良彦
定価 1部10円
購読料は会費に含まれる



連合中越地協第2回幹事会開催

当面の課題 専門部計画協議

連合中越地協第2回幹事会が、1月23日(火)午後6時30分から、長岡市勤労会館で開かれ、当面する課題と各専門部年間計画等を協議決定した。

「労使フォーラム」でスタートした。各構成組織や加盟組合において方針が出ているが、3月中旬の山場に向けて、相場形成・賃金引き上げの流れに取り組み、相場形成・賃金引き上げの流れに取り組み、果を求め、昨年より一歩前進に向け、覚悟を持って交渉して行くこと等と述べた。



先ず報告事項では、第1回幹事会(12月15日)以降の活動主要日程を確認。次に、第1回幹事会で確認した各役員の任務分担を再確認した。続いて、1月10日から17日の間で開かれた各専門部の年間計画について、それぞれ担当副議長からの報告を確認した。この他、メーデー花の種に関する「労組で購入している」「芽が出ない」「好評でない」等の感想があった。

「高校生の時に習ったおきたかった私たちの人生と政治の関係」を聴講する事等を確認した。この他では、各支部の活動、厚生連中条第二病院等の取り組みが報告された。

連合中越地協
日時 2月28日(水)18:30~
場所 会館青善
★民間部門連絡会 ★官公部門連絡会
★医療部門連絡会 ★合同交流会
連中発18.19第14号関連

SJネット委員会

第2回委員会&新旧役員引継ぎ会

連合中越地協SJネット委員会(青年女性委員会・石田委員長)は、第2回委員会と新旧役員引継ぎ会を、1月26日(金)午後6時30分から長岡市内で開催した。

当日は、大寒波と大雪に見舞われ開催が危ぶまれたが、6時30分を少し過ぎた頃には委員が集い、石田委員長の挨拶で第2回委員会がはじまった。

次に、第83回地協委員会(2月14日開催)の代議員、連合国際女性デーにいがた集会(3月11日)日程など3月期までの活動を確認した。

また、例年4月に開催していた委員会研修は、近年予想だにできなかった。

地域の活性化をめざし、任意団体を設立してから30年を迎える。先日、3月に行う総会と新酒を楽しまる会に向けた会議にでた▼地域の活性化は、村おこし、まちおこし、地域おこし等とおして住民本位の住みよい地域をつくることにある。地域住民が主体となつて、諸団体と連携して、各々が主体性を発揮し、諸活動を通じて叶えようとしているが、簡単なものではない▼そもそも、任意団体を設立した背景には、産業廃棄物処分場建設の動きが出てきたことにある。産業廃棄物は、文字通り産業活動そのものに反対を唱えたものではないが、あまりにも同じ地域に集中すること。その事による将来不安、ニュータウンや地域発展への影響を案じての物



事務局長 **小林 守**
だった▼建設反対署名をつくり、署名集めを行ったのも、今冬のような大雪の中だった。短期間で集めた署名簿は、連合推薦市議の皆さんから議会対応をいただいて、市長見解もあり収めることができた。その後も何度か動きがあったが、市はもろろんのこと県庁にも足を運んだ▼あれから30年、人口減少・超少子高齢化で、地域の活性化は遠のくばかりのようだ。毎年、地元酒蔵の協力を得て新酒を楽しまる会を行っている。今年で、19回目となる。毎回、酒蔵の社長から今年の出来栄を聞くが、いつも去年よりは「良い出来」との弁。18春闘を迎える。各構成組織の方針も中旬には確立し、下旬までには要求書提出となる。昨年より一歩前進の結果を出したい。



たような災害が起きていることから、SJネット委員以外からも参加を募り「サバイバルクッキング」を4月21日に計画することとした。

委員会後の午後7時30分からは、旧役員を交えた新旧役員引継ぎ会が行われた。石坂幹事の乾杯で引継ぎ会がスタート。遅れてきた委員が揃ったところで、番場副議長の正式な乾杯で、賑やかな交流が始まった。当日は、雪や体調等の関係で旧役員は3名の参加にとどまったが、それぞれの方から活動等の感想が述べられた。また、新役員か

春闘勝利長岡地区総決起集会
日時 3月2日(金)18:00~
場所 長岡市勤労会館3F大ホール
連合中越地協第4回幹事会
日時 3月2日(金)上記集会後
場所 長岡市勤労会館3F大ホール

サラリーマン川柳(さあ新車 これから乗るのは 火の車) (脳年齢 肌年齢を 上回り) (履歴書の 写真が少し きれいすぎ) (ドーピング なしでもワイフ ストロング)

サラリーマン川柳 (昔小顔 今はとなりで でかい顔) (家事育児 俺がやらなきゃ 誰がやる)

教育論

そんなことより

教育ローン

(冬が好き

コートで隠す

胴回り)

ほっとアドバイスきっとあります

休日労働相談会

無料

トラブル解決へ!

働くことのお悩みに、社会保険労務士、長岡労働相談所相談員がアドバイスします。秘密厳守、予約不要です。

長時間労働を何とかしたい

男性も育児休業を取れる?

パワハラに悩んでいる

辞めさせてもらえず困っている

有給休暇はないと言われた

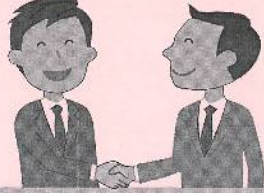
問題のある社員への対処法は?

平成30年2月18日(日) 来所相談 電話相談

9:30~12:00, 13:00~15:30

*予約優先 電話でご予約ください TEL0258-37-6110

場所 長岡地域振興局 長岡市沖田2丁目173-2 (アクロスプラザ向い)



長岡労働相談所 0258-37-6110 (困ったときは) ミナ 労働110番

新潟県長岡労働相談所 (長岡地域振興局企画振興部労政課内) ホームページ: http://www.pref.niigata.lg.jp/nagaoka_kikaku/roudou.html

所在地・電話番号	長岡市沖田2丁目173番地2 (下記案内図参照) 0258(37)6110(労働相談専用ダイヤル)
相談方法	「電話」及び「面談」による相談 ※相談費用は無料で、予約不要です。秘密は厳守されます。弁護士による法律相談や産業カウンセラーによるカウンセリングも1回無料で受けられます。(こちらは予約が必要です)。
相談時間	月曜日~金曜日(休日除く) 午前8時30分~午後5時15分



不合理な処遇の差を解消しよう! 「同一労働同一賃金」をご存知ですか?

最近、マスコミやネット上で「働き方改革」という言葉を見かけることが多いと思います。この「働き方改革」における大きなテーマの一つが「同一労働同一賃金」です。現在、パートや契約、派遣労働など、非正規雇用労働者と正規雇用労働者との不合理な処遇の差を法律で禁止するよう法整備が進められています。

労働組合は、チェックリストを活用し、①同じ職場で働く非正規雇用労働者の処遇の実態を確認し、②正規雇用労働者と比べて処遇に差がある場合、その差が目的や性質に照らして不合理でないかを確認することが重要です。③確認した結果、不合理な差があった場合には労使協議を行って早急に是正することが求められます。同時に、労働組合は、非正規雇用で働く人の組合加入を進め、非正規雇用労働者も含めた集団的労使関係の強化に取り組む必要があります。

STEP1 同じ職場で働く非正規雇用労働者の処遇実態をチェックしてみよう!

項目	チェック内容	○●×
賃金	賃金(時給・日給・月給)が一定の基準・考え方にもとづいて支払われている。	
一時金	一時金が支払われている。(支払われている場合)一時金が一定の基準・考え方にもとづいて支払われている。	
手当	同じ職場で働く正規雇用労働者に支払われる手当が支払われている。 ・通勤手当 ・職務関連手当(営業手当・役職手当・特殊作業手当等) ・昼夜食補助 ・[]	
休業・休暇(有給)	同じ職場で働く正規雇用労働者と同じ休業・休暇(有給)が取得できる。 ・慶弔休暇 ・育児・介護休業(休暇) ・病欠休暇 ・[]	
福利厚生	同じ職場で働く正規雇用労働者と同じ施設が利用できる。 ・食堂 ・休憩室 ・更衣室 ・駐車場 ・[]	
教育訓練	同じ職場で働く正規雇用労働者に実施している、職務に必要な技能・知識を習得するための教育訓練を受けることができる。	

STEP2 処遇に差がある場合、個々の処遇ごとに、処遇の目的・性質に照らしてその差が不合理ではないかをチェックしましょう!

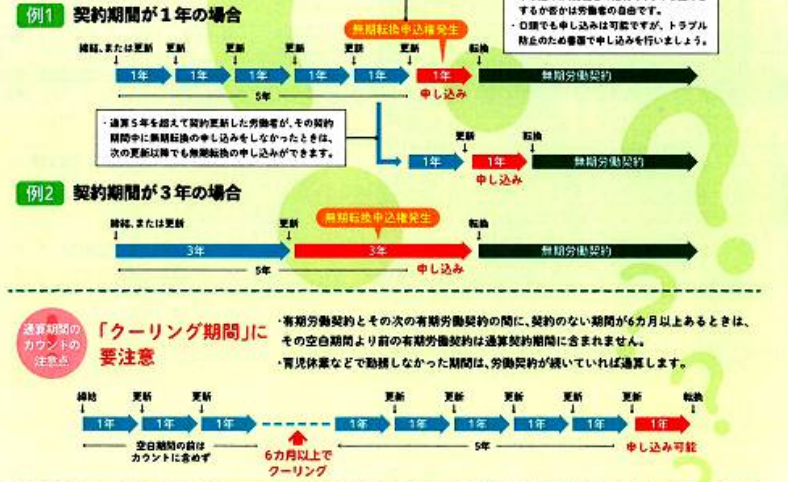
通勤手当について正規雇用労働者には実費が全額支給されるのに対し、非正規雇用労働者には上限がある。

STEP3 処遇の差が不合理であった場合、労使協議を行い、是正しましょう!

ご存知ですか? 有期労働契約に関する無期転換ルール

無期労働契約への転換を申し込む権利(無期転換申込権)が発生するポイントは、以下の3つです。

- 1 有期労働契約の通算期間が5年を超えている ※通算期間のカウントは、2013年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象
- 2 契約の更新回数が1回以上
- 3 現時点で同一の使用者との間で契約している



無期転換ルールは、労働者の申し込みににより権利を行使できます。

- まずは、対象となる有期労働者や職場で法改正の内容や自社の制度を正しく理解してもらうための周知活動が重要です。
- 1 有期労働者の有無および雇用形態別の人数や契約年数、労働条件(賃金や福利厚生)などの実態を把握している。
 - 2 無期転換ルールの対象となる有期労働者に対し、法改正の内容や自社のルールについて、周知を行っている。
 - 3 無期転換後の労働条件について、引き上げをめぐって継続的に労使協議を行っている。
 - 4 有期契約を反復更新されている労働者が、一方的に雇止めされるような事態はない。
 - 5 対象労働者の労働組合加入促進の取り組みを進めている。
- 1つでも×がついた場合には、早期に取り組むを開始しましょう!